

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成13年3月1日から同年4月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から同年4月21日まで

平成13年2月5日から同年6月20日まで、A社に正社員（経理担当）として勤務した。給与明細書によると、13年4月から同年6月までの3か月間、毎月、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、13年4月21日から同年6月21日までの被保険者期間（2か月）となっているので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の記録及び申立期間当時の事業主の供述により、申立人は、平成13年2月5日から同年6月20日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書及び申立人のA社における平成13年4月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務

所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 31 日から 22 年 6 月 28 日まで

A社(昭和 26 年 10 月から平成元年 3 月までは、B社、現在は、C社)に昭和 20 年 9 月 25 日から 45 年 11 月 25 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が抜けていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間以前からA社で被保険者資格を取得している当時の同僚の供述から、申立人が昭和 20 年 9 月から 45 年まで、A社本社又は支店で勤務していたものと認められる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立人は、A社本社において昭和 20 年 9 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、21 年 10 月 31 日に同資格を喪失、その 8 か月後の 22 年 6 月 28 日にA社本社において再度資格を取得しており、申立期間(昭和 21 年 10 月 31 日から 22 年 6 月 28 日まで)の被保険者記録が無く、同台帳には 21 年 10 月 31 日の資格喪失の理由に「転勤」と記載されている。

また、A社には、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない複数の支店が存在しており、申立人の妻によれば、「申立期間当時、申立人はA社D支店(厚生年金保険の適用事業所となっていない支店)に勤務していたかもしれない。」と供述している上、申立人と同時期にA社本社に勤務していた者 4 人を抽出して年金加入記録を確認したところ、申立人と同様にA社での記録の間に被保険者記録が確認できない期間がみられ、連絡が取れた者に確認したところ、厚生年金保険の適用事業所となっていない支店に勤務していたと

している。

これらの事実から、A社は、当時厚生年金保険の適用となっていない支店に従業員を転勤させた場合、厚生年金保険の資格を喪失させていたものと認められる。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できるA社本社、E支店、F支店、G支店及びH支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間について申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、C社には、A社における申立人の在籍及び厚生年金保険料控除を確認できる資料が残っておらず、このほかに厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 5 日から 41 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険について脱退手当金を受給している旨の回答を得た。しかし、結婚を機に退職した当時、脱退手当金の制度について知らず、請求したり受け取った記憶も無いため、脱退手当金支給済の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、当時、社会保険関係の事務を担当していた事業主の妻によると、「退職する旨の申出をした従業員に対しては、脱退手当金の制度について事前に説明し、委任状を提出してもらった上で代理請求をすることはよくあった。」と供述しており、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年5月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、A事業所の厚生年金保険の記録が昭和26年5月1日から27年3月25日までとの回答を得た。実際に勤務したのは25年4月からであり、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する社員旅行の写真(昭和25年5月撮影)及び当時の同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同日(昭和26年5月1日)に被保険者資格を取得した3人に照会したところ、そのうち2人は、それぞれ、被保険者資格の取得日の6か月又は1年程度前に入社したと供述していることから、A事業所では、当時、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当該同僚2人は、「厚生年金保険に加入するまでに保険料を徴収されていたかどうか分からない。」と供述しているほか、A事業所は平成7年11月に解散している上、申立期間当時の代表取締役及び社会保険事務担当者はいずれも既に死亡しており、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿では、申立期間について申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 20 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社（現在は、B社）に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により申立人の資格取得日は昭和 47 年 8 月 1 日、同資格喪失確認通知書により資格喪失日は同年 9 月 1 日と確認でき、これらは申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致する。

また、申立人が同時期にA社に入社し、3か月程度一緒に勤務していたとする同僚のオンライン記録をみると、同社での資格取得日は昭和 47 年 9 月 1 日となっている。さらに、申立人と同じく、同年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚等に照会したところ、複数の同僚から入社後 3 か月程度の試用期間があったとの回答が得られた。このことから、申立期間当時、A社においては、入社してから一定期間（3か月程度）経過した後に厚生年金保険への加入手続を行っていたものと推認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月 20 日から 26 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。昭和 23 年 5 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで継続して A 村立 B 事業所に勤務しており、途中で被保険者記録に空白期間が生じるとは考え難いことから、申立期間についての被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間について A 村立 B 事業所（以下「B 事業所」という。）に勤務していたことは認められる。

しかし、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる理由は見当たらないものの、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 23 年 10 月 20 日に適用事業所でなくなっており、それと同時に、申立人が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、事業所記号払出簿で確認したところ、B 事業所が適用事業所でなくなった昭和 23 年 10 月 20 日以降、B 事業所又は類似名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できず、同日以降も B 事業所で勤務していた上司及び同僚 5 人について、オンライン記録又は厚生年金保険被保険者台帳で確認したところ、いずれも 23 年 10 月 20 日以降、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、A 村と合併した C 市（当時は D 町）は、B 事業所に係る資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明としているほか、当時の同僚からも保険料控除に係る具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 12 日から 39 年 5 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 36 年 11 月から平成 15 年 1 月まで、A社B工場及び同社合併後のC社B工場に継続して勤務し、申立期間当時は選別包装業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A社B工場に勤務していたことは確認できるが、オンライン記録では、申立人は、A社B工場において昭和 36 年 11 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37 年 11 月 12 日に資格を喪失後、39 年 5 月 21 日に再度資格を取得しており、37 年 11 月から 39 年 4 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

また、C社B工場が保管する「厚生年金保険資格取得に関する記録」では、オンライン記録のA社B工場での資格再取得日と同様に、昭和 39 年 5 月 21 日に被保険者資格を取得した旨の記録が確認できる。

さらに、当時の同僚に照会したところ、「私は、当時A社B工場で労働組合の副委員長をしていた。A社B工場では昭和 37 年ごろD専用工場からE工場になったことに伴い、選別包装部門が新しく作られたが、同部門は労働条件が悪く、同部門の臨時従業員は日雇健康保険に加入し、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。労働組合で交渉し、昭和 39 年ごろに全員が正社員となり、厚生年金保険にも加入したことを覚えている。」と供述している。

加えて、C社B工場が保管する申立人の人事記録台帳では、申立人は、申立期間直後の昭和39年5月21日付けで正社員として採用された記録となっており、同社では、「臨時労務員として採用された者には厚生年金保険に未加入のケースがある。申立人の場合には、昭和36年11月25日から39年5月20日までの期間は臨時労務員だったと思われる。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 12 日から 39 年 2 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 37 年 9 月から平成 13 年 3 月まで、A社B工場及び同社合併後のC社B工場に継続して勤務し、申立期間当時は包装業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A社B工場に勤務していたことは確認できるが、オンライン記録では、申立人は、A社B工場において昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 12 日に資格を喪失後、39 年 2 月 21 日に再度資格を取得しており、37 年 11 月から 39 年 1 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

また、C社B工場が保管する「厚生年金保険資格取得に関する記録」では、オンライン記録のA社B工場での資格再取得日と同様に、昭和 39 年 2 月 21 日に被保険者資格を取得した旨の記録が確認できる。

さらに、当時の同僚に照会したところ、「私は、当時A社B工場で労働組合の副委員長をしていた。A社B工場では昭和 37 年ごろD専用工場からE工場になったことに伴い、選別包装部門が新しく作られたが、同部門は労働条件が悪く、同部門の臨時従業員は日雇健康保険に加入し、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。労働組合で交渉し、昭和 39 年ごろに全員が正社員となり、厚生年金保険にも加入したことを覚えている。」と供述している。

加えて、C社B工場が保管する申立人の人事記録台帳では、申立人は、申立期間直後の昭和39年3月21日付けで正社員として採用された記録となっており、同社では、「臨時労務員として採用された者には厚生年金保険に未加入のケースがある。申立人の場合には、昭和37年9月1日から39年3月20日までの期間は臨時労務員だったと思われる。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。